



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2021. 1. 12

緊急事態宣言に伴う協会の取組について

新型コロナウイルス関連情報 NO.43

一般社団法人日本フードサービス協会
会 長 赤塚 保正

1月8日付で1都3県（東京・神奈川・埼玉・千葉）において緊急事態宣言が発令されました。また政府は「新型インフルエンザ等特別措置法」（特措法）の改正により、営業時間の短縮に応じない飲食店名の公表を盛り込もうとしています。そのため協会は年明けより関係国会議員、東京都議会議員に対し、時短営業に対する協力金は大手チェーン店も対象とすることを強く要請しております。さらに1月8日には、西村康稔 経済再生担当大臣、田村憲久 厚生労働大臣出席のもとで開催された「新型コロナウイルス感染症対策分科会」（尾身 茂分科会長）に業界の意見を求められ「営業時間短縮を要請するのであれば、協力金は個人・中小という規模の大小に関わらずチェーン展開を行う大手企業も対象とすること」と重ねて要請を行いました。

なお、2月末までの雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金についても、当面の間、再延長を行うことを厚生労働省に申し入れ、現在、厚生労働省は再延長とともに大企業に対する補助率を中小企業と同様にすることで最終的な詰めを行っているところです。

協会は、今後の感染状況を踏まえ、会員の方々のご意見を聞きながら、各種要請を行ってまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせはJF事務局：石井・金丸（03-5403-1060）までお願いします。